

## 処 分 基 準

令和5年7月20日作成

法 令 名 : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根 拠 条 項 : 第35条の4第4項第2号
処 分 の 概 要 : 接客業務受託営業の停止命令
原権者(委任先) : 京都府公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第35条の4第3項 (処分移送通知書の送付)
処 分 基 準 : 別紙2のとおり
問 合 せ 先 : 生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考 :